

第 10 節 個人県民税の 滞納処分

第 1 基本方針

1 法第 739 条の 5 の規定に基づき実施する個人県民税の滞納整理は、次のいずれかの報告に基づき、局長が、市町村長の同意及び徴収の引継ぎを受けて実施すること。

(1) 条例第 19 条第 3 項の規定による市町村長からの滞納状況報告

(2) 法第 46 条第 3 項の規定による個人県民税の賦課徴収に関する事項の報告の請求に対し、市町村長から滞納に関する報告があった場合の当該報告

2 滞納整理に当たっては、他の県税の滞納整理と何ら変わらないものであるから、滞納整理期間中に完結することを目標に、効率的な滞納整理を実施すること。

特に、財産の差押えに当たっては、滞納整理期間中に換価処分まで行うことを目標に取り組むこと。

第 2 滞納整理の事前手続

1 対象市町村の選定

原則として、前年度の個人県民税の収入率が県平均以下又は著しく低下した市町村を対象として実施すること。

2 滞納整理対象者の選定

あらかじめ市町村と協議の上、徴収簿等を閲覧するなどして、高額滞納、長期滞納及び整理困難事案を優先的に選定するものとする。

その際、次の事項に留意すること。

(1) 市町村において督促状発付済みの者に限定すること。

なお、何らかの事由により未だ督促状を発付していないものについては、徴収の引継ぎを受ける前までに当該市町村において発付したことを確認の上、引継ぎを受けること。

(2) 市町村において差押処分に着手している者及び個人の市町村民税、県民税及び森林環境税に係る賦課徴収について異議申し立て等により現に係争中のものについては、除外すること。

3 滞納整理期間の設定

滞納整理市町村及び滞納整理対象者を選定した後、市町村の滞納額、滞納整理対象人員等を勘案して、それぞれの実施市町村ごとに 1 年を超えない範囲内において必要と認められる滞納整理期間を設定の上、滞納整理計画を策定すること。

なお、具体的に 1 年を超えない範囲内とは、翌 6 月 30 日には新たな滞納状況報告書が提出されることとなることから、7 月 1 日～翌 6 月 30 日までの範囲内とすることが妥当であるものであること。ただし、人事異動、決算期等を考慮すると、特別の事情がない限り 3 月末までとすることが望ましいものであること。

4 現年度分に係る滞納報告

滞納整理計画策定後、法第 739 条の 5 第 1 項の規定に基づき滞納整理を実施する滞納者に、現年度分の滞納があるときは、市町村長に対する同意の申請（後記 5 参照）をする前にあらかじめ法第 739 条の 5 第 2 項の規定に基づき、市町村から「個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の現年度分滞納報告」（別記第 133 号様式の 7）により報告を受けること。

5 市町村長に対する滞納整理に係る同意の申請

滞納整理計画策定後、法第 739 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定により、市町村長の同意を得るため、地域振興局長は「個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の滞納整理の特例に関する同意申請書」（別記第 126 号様式）により市町村長に対して同意を申請すること。

なお、市町村の同意を得た場合は、「個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の滞納整理の特例に関する同意書」（別記第 126 号様式の 2）を市町村長から受領すること。この際、同意書の備考欄には、地域振興局と市

町村間の滞納 整理に関する連絡事項、連絡方法及び滞納整理期間中に滞納処分に着手したものの滞納整理期間経過後の取扱方法等について記載させること。

6 徴収の引受

市町村長から徴収の引継ぎを受けるときは、「個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の徴収引継書」（別記第 127 号様式）に、「個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の徴収引継内訳書（別記第 127 号様式附表）、「当該滞納者に係る滞納金整理票（以下「整理票」という。）」及び滞納処分関係書類を添えて徴収の引継ぎを受けるものとする。

また、徴収の引継ぎを受けたときは「個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の徴収引受書」（別記第 127 号様式の 2）を市町村長あて交付すること。

なお、事前に、整理票や滞納者の実態調査書等により滞納者ごとに市町村における納付（納入）及び納税指導経過等を確認するとともに、当該滞納者に関する市町村の賦課徴収情報の収集に努めること。また、市町村において整理票を備えていない場合は、県税の滞納処分票に準じて作成すること。

7 その他

- (1) 市町村長から徴収の引継ぎを受けて滞納整理に当たる場合、市町村における個人の市町村民税の徴収の例によることとされているので、事前に当該市町村の徴収に関する条例、規則等を確認しておくこと。
- (2) 法第 739 条の 5 第 3 項に規定する徴収の引継ぎとは、個人の市町村民税、県民税及び森林環境税について市町村の徴税吏員が有する徴収に関する権限（督促、繰上徴収、滞納処分、徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止及びこれらの納税の猶予処分に伴う延滞金の免除をすることができる権限を含む。）を包括的に県の徴税吏員に引き継ぐものであること。
- (3) 徴収の引継ぎを受け、市町村長あて「個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の徴収引受書」（別記第 127 号様式の 2）を交付したときは、速やかに税務課長あてその旨報告すること。

なお、当該報告書には、実施市町村名、滞納整理期間、実施体制及び滞納整理対象者の状況（人数、件数及び滞納税額）を記載するものとする。（別記第 127 号様式の 3）

第 3 滞納整理の実施

1 滞納整理期間の末日までの現年度分の滞納に係る報告等

- (1) 徴収の引継ぎを受けた滞納者が、設定し

た滞納整理期間の末日までに現年度分を滞納したときは、法第 739 条の 5 第 2 項の規定に基づき、遅滞なく市町村から「個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の現年度分滞納報告」（別記第 133 号様式の 7）により報告を受けること。

- (2) 前記 (1) の報告を受け、現年度分についても滞納整理を実施するときは、前記第 2・5 により市町村長の同意を得て実施すること。

2 滞納者に対する通知

徴収の引継ぎを受けた滞納者に対して、徴収の権限を行使する者が変わったことを周知し、かつ、自主納税の機会を与える観点から「個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の徴収通知書」（別記第 128 号様式）を作成し、納付書（市町村が定める様式）を添付の上、直ちに発付すること。

なお、この場合の納付期限は送付した日から 5 日後とすること。

3 徴収金の領収

引受に係る徴収金を領収する場合は、県税領収証書により領収するものであるが、この領収証書は他の徴収金の領収に使用しないこと。

なお、領収に当たっては、県税領収証書の税目欄の「8」に○印を付し、「個人県・市町村民税、森林環境税」と記載し、金額は合算額を記入すること。

また、滞納整理期間後に支払時期が到来する証券を受託する場合は、当該市町村の徴税吏員を同行して受託させること。

4 収納状況の連絡

徴収の引継ぎを受けた徴収金を徴収したとき又は市町村において納付（入）（充当を含む。）があったときは、「個人の市町村民税、県民税及び森林環境税に係る徴収金の収納状況通知書」（別記第 129 号様式）により相互に連絡の上、収納状況を確認すること。

5 差押財産の登記（登録）手続

滞納処分に当たり登記（登録）を要する財産について、差押の登記（登録）又は公売処分による登記（登録）を嘱託するときの登記

（登録）嘱託者は、現に滞納処分を行っている局長であるが、登記（登録）権利者又は登記（登録）義務者の表示は、徴収の引継ぎをした市町村であること。

この場合、登記（登録）を嘱託する局長は、登記（登録）を嘱託する権限を有する者であることを証する書面として、「徴取引継書」の写しに「徴収の引継ぎをした旨の市町村長の証明」を受けたもの及び「徴取引継書」の付表の該当部分の抜粋の写しを、不動産登記令第7条第1項第2号にいう登記権限を証する情報として登記（登録）嘱託書に添付すること。

なお、差押等の登記（登録）に当たっては、「地方税法第739条の5に基づく（財産名）の差押等の登記（登録）について」（別記第130号様式）を嘱託書に同封して、手続きが円滑に行われるよう配慮すること。

6 滞納処分の続行

- (1) 法第739条の5第3項ただし書きの規定により、市町村長と協議の上、県の徴税吏員が滞納処分を続行することになったときは、できる限り速やかに後行処分を完結させるものとし、局長は当該滞納処分の進捗状況その他必要な事項を適宜市町村長に通知すること。
- (2) 滞納整理期間が終了し、後記第6により市町村に通知する「個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の滞納整理実施結果通知書並びに徴取引継書」（別記第133号様式）の添付書類である「徴取引継内訳書」（別記第127号様式附表）には、市町村長に引継ぎするものに加え、県の徴税吏員が滞納処分を続行するものについても、「備考」欄に「引き続き新潟県が滞納処分を実施」と明示して記載すること。
- (3) 滞納処分を続行した場合で、前記第2・3で設定した滞納整理期間終了後に登記（登録）を嘱託する場合においては、前記5の書面に加え、滞納整理期間終了後に市町村長から交付を受けた「徴取引受書」の写しに「徴収の引受をした旨の市町村長の証明」を受けたもの及び「徴取引受書」の付表の該当部分の抜粋の写しを添付する必要があること。

第4 徴収金の払込等

1 徴収金の払込み

徴収した個人の市町村民税、県民税及び森林環境税は、「個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の徴収金明細書」（別記第131号様式）によって、取りまとめ責任者に引き継ぐこと。

取りまとめ責任者は、徴収金について、検査担当者により点検を受けた後、指定金融機関の歳入歳出外現金口座に払い込むこと。

2 復命

復命に当たっては、一般の県税徴収金の例によること。

なお、復命書は、「個人県民税復命書綴」として別綴りの上、保管すること。

3 現金出納簿の作成

個人の市町村民税、県民税及び森林環境税を徴収した場合の現金出納簿の作成については、別冊とし、一般の県税徴収金の例によること。

第5 県民税への振替及び市町村への払込み

- 1 徴収した個人の市町村民税、県民税及び森林環境税については、徴収した月ごとに、滞納処分費を控除した金額を、現年分と滞納繰越分ごとに政令第57条の4の2第10項に規定するあん分率に基づき個人県民税及び森林環境税に係る分と市町村民税に係る分とに分け、遅くとも翌月10日までに個人県民税及び森林環境税はそれぞれの科目（本税、延滞金）に振り替えるとともに、個人市町村民税に係る徴収金については、市町村に払い込むこと。

なお、徴収した市町村民税、県民税及び森林環境税について、市町村長の同意を得た場合（別記第126号様式の2）は、上記にかかわらず、市町村民税、県民税及び森林環境税の合計額を徴収した月の翌月10日までに市町村に払い込むこともできるものとする。いずれの払い込み方法であっても、現年分と滞

納繰越分を別葉にし、余白に現・繰の別を明記すること。

2 決算月分（3月及び5月）の県民税への振替及び市町村への払込みについては、未達とすることがないように留意すること。

3 徴収した月分の市町村民税、県民税及び森林環境税は、当該月分の収入計算書（規則第59号様式）に計上されるものであること。

【例】12月1日～末に県が徴収し、1月10日に県民税及び森林環境税への振替及び市町村への払込みをした分は12月分収入計算書に計上されるものであること。

なお、市町村民税、県民税及び森林環境税の合計額を市町村に払い込んだ場合は、市町村に払い込んだ月の収入計算書（規則第59号様式）に計上されるものであること。

【例】12月1日～末に県が徴収し、1月10日に市町村民税、県民税及び森林環境税の合計額を市町村へ払込をした分は1月分収入計算書に計上されるものであること。

4 局長は、個人市町村民税について払込の手続きを行った場合には、「市町村民税払込通知書」（別記第132号様式）により市町村長あて通知すること。

なお、市町村民税、県民税及び森林環境税の合計額を払込手続きした場合は、「市町村民税、県民税及び森林環境税払込通知書」（別記第132号様式の2）により市町村長あて通知すること。

5 県の徴税吏員が徴収した個人県民税に係る徴収金については、法第47条（平成18年地方税法改正法附則第5条第9項に規定する、従前の例による県への払込額の7%）の規定に基づく徴収取扱費の対象から除外すること。

第6 滞納整理実施結果の通知及び徴収の引継ぎ

滞納整理期間が終了したときは、遅滞なく局

長は、法第739条の5第7項の規定に基づき、「個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の滞納整理実施結果通知書並びに徴収引継書」（別記第133号様式）により、当該期間中において行った徴収及び滞納処分状況を市町村長あて通知するとともに、法第739条の5第3項の規定に基づき、局長が市町村長から引継ぎを受けた滞納者のうち整理未済の者（同項ただし書の規定により滞納処分を続行することとなった者を除く。）について、市町村長に引き継ぐこと。

この場合、市町村長から引継ぎを受けた整理票は、整理でん末その他必要事項を記入の上、添付すること。

第7 差押処分したものうち、完結しないものの措置

滞納整理期間中に差押処分したものについて、滞納整理期間経過後に市町村長に引継ぎを行うとき、差押済の財産がある場合には、その財産の引渡並びにこれらに伴う具体的事務手続きは次によること。

1 占有している財産がない場合

「差押等関係書類引渡書」（別記第133号様式の2）を正副2通作成の上、差押等関係書類とともに市町村長に引継ぎ、副本を受領証として市町村長から署名（記名を含む。）の上、返戻させること。

なお、滞納者及び国税徴収法第55条に規定する質権者等には、「差押財産引継通知書」（別記第133号様式の3）により通知すること。

2 差押に係る動産等を占有している場合

「差押等関係書類引渡書」（正副2通）及び「差押財産引渡通知書」（別記第133号様式の4）とともに、差押に係る動産等を市町村長に引き渡し、「差押等関係書類引渡書」の副本を受領証として、市町村長から署名（記名を含む。）の上、返戻させること。

なお、滞納者及び質権者等に対する通知は、上記1と同様に取り扱うこと。

3 差押に係る動産等を滞納者又は第三者が保管している場合

「差押等関係書類引渡書」（正副２通）及び「差押財産引渡通知書」に「差押財産引渡依頼書」（別記第 133 号様式の 5）の写しを添付して市町村長に引継ぎ、「差押等関係書類引渡書」の副本を受領証として、市町村長から署名（記名を含む。）の上、返戻させること。この場合差押に係る動産等は保管者から市町村長に引き渡すこととなるので、動産等の保管者に対して「差押財産引渡依頼書」を送付すること。

なお、保管者が滞納者以外の第三者である場合は、滞納者及び質権者等に対する通知は上記 1 と同様に取り扱うこと。

この場合、所有権移転の日は譲渡証明書郵送の日とし、当該郵送の日が納税通知書発付の日より前の場合は、原則として当該年度の自動車税から第二次納税義務を負わせないこと。

第 8 税務課長への報告

局長は、滞納整理を実施した場合には、「地方税法第 739 条の 5 の規定による特例滞納整理報告書」（別記第 133 号様式の 6）により速やかに税務課長あて報告すること。

第 11 節 自動車税の第二次納税義務の免除等

第 1 割賦代金が完済された場合等の取扱い

所有権が留保されている自動車の販売代金を完済している場合等で次に掲げるものについては、当該売主は、法第 147 条第 1 項に規定する売主として取り扱わないこと。したがって、法第 11 条の 10 第 1 項の規定による自動車税の第二次納税義務を負わせないものであること。

1 所有権が留保されている自動車の販売代金が完済された場合

売主が売買契約に従い所有権が買主に移転した旨を証する書面（以下「譲渡証明書」という。）及び道路運送車両法に基づく所有権移転登録申請のしょうようを内容とした旨の文書を同時に書留内容証明の郵送方法により買主に通知した当該文書が、買主に到達しても買主が所有権移転登録をしない場合、又は当該文書が受取人不明で返された場合で、当該売買契約書及び譲渡証明書の写し並びに書留内容証明郵便の写しを提出したとき。

2 所有権が留保されている自動車の売買代金の未済分が売主が債権放棄した場合

- (1) 当該年度の前年度において、後記第2の規定に基づき所有権留保付自動車に係る自動車税の第二次納税義務免除の適用があった場合で、かつ、買主及び当該割賦販売に係る自動車とともに所在不明の状況にあると認められるため売主がその自動車の販売代金の未済分を債権放棄した場合において、経理上（元帳の割賦、売掛金、貸倒引当金、貸倒損失等の諸勘定）処理したことを証する諸帳簿及び買主の所在が不明であることを証する書類（買主あての書留郵便の返れい等）を提示したとき。

この場合において、当該売主の経理の都合により、債権放棄をする自動車の買主の住所を所轄する地域振興局長に提示できないときは、当該売主の最寄りの地域振興局長に提示しても差し支えないものとし、提示を受けた地域振興局長はその諸帳簿の内容を審査確認して、当該自動車の買主の住所を所轄する地域振興局長に通知するものとする。

- (2) (1)による書類等の提示（通知）があった場合は、地域振興局長は速やかに当該買主及び自動車の所在について調査し、その事実を確認したものについて認めること。

この場合、所有権移転の日は関係諸帳簿等を地域振興局長に提示した日とし、原則として翌年分の自動車税から第二次納税義務を負わせないこと。

受け取ることができない事実があること。

- (2) (1)の事実について、当該自動車の売主が規則第10条（申告期限、申告書類）による申告をしていること。

- (3) (2)の申告について事実であると認められること。

2 免除の適用

納付義務の免除は、課税のつど申告（規則第10条）に係る特定の年度の税額について、売買代金を受け取ることができない額を限度として、適用すること。

したがって、1(1)による事由が継続する場合であっても新たな課税により生じた納付義務については、改めて申告がない限り免除の適用はないものであること。

3 申告書類の提出期限等

申告書（規則第4号様式の2）は売主が納付（納入）通知書（配達証明郵便による。）を受け取った日の翌日から起算して30日を経過する日までに課税地を所管する地域振興局長に提出しなければならないものであること。

したがって、期限後に申告書の提出があった場合は、納付義務免除の適用はしないものであること。ただし、申告書が期限内に提出できなかったことについて、災害その他やむを得ない理由がある場合は、条例第9条の規定により措置できるものであること。

第2 第二次納税義務に係る納付義務免除の取扱

規則第10条の規定による自動車税の納付義務の免除の取扱いは、次によるものであること。

1 免除の要件

- (1) 所有権留保付自動車の所在及び買主の住所又は住居が不明で、かつ、当該自動車の売主が自動車の売買代金の全部又は一部を

4 申告書の添付書類等

申告書には次の書類を添付しなければならないこと。

(1) 当該自動車に係る売買契約書

売買契約書は保証人の有無、自動車売買代金の支払条件等の確認に資するものであること。

(2) 自動車の買主の住所又は居所が不明であることを証する書類

返戻された買主あての自動車代金払込催告書に係る配達証明郵便物など、事実を証するに足るものであること。ただし、返戻された配達証明郵便物等が留置期間満了の理由で返戻されたものであるときは、住所又は居所が不明であることを証する書類とは認められないので注意すること。

(3) 自動車の所在不明にあつては、申告書(調査記録)に詳細に記載するものであるが、ほかに盗難、災害等による警察署長又は市町村長の証明などがある場合は、その書類も添付するものであること。

(4) 自動車代金の全部又は一部を受け取ることができなくなったことを証する書類

支払を拒絶された手形及び貸倒損失に関する会計上の記録など事実を証するに足るものであること。

この場合、貸倒損失に関する会計上の記録とは、例えば法人等が売掛金の回収ができないことが明らかになったことにより、貸倒れとして損金又は必要経費とした事実をいうものであること。

なお、会計上の記録などについては、必要部分の写し(代表者等の奥書きのあるもの)をもって代えることができるものであること。

5 申告書類受理後の措置

申告書類の提出があつた場合は、次により処理すること。

(1) 当該申告について書面審査を行うとともに、過去の資料(滞納実績等)から事実と認められるものを除き原則として調査の上確認すること。

なお、書面審査中及び調査中又は売主か

らの申出により税務計算上損金若しくは必要経費として処理するまでに相当の日時を要すると認められる場合は、当該自動車税についての徴収は一時保留すること。

(2) (1)による調査の結果、当該申告が事実であると認められないものについては、売主に対し納付義務免除の適用がない旨、例えば「納付義務免除の要件を欠くため催告します。」と付記した催告書を発付して、徴収を続行すること。

(3) 当該申告が事実であると認められるものについては、買主に対する滞納処分の停止又は売主(所有権留保者)に対する抹消登録のしょうようなど所要の措置を講ずること。

第 12 節 滞納処分と強制執行等が競合した場合の事務処理

第 1 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等

1 動産に対する強制執行等

(1) 差押えに関する書類の閲覧等

ア 滞納処分による差押えをしている動産について、その動産の所在地を管轄する裁判所に属する執行官から差押えに関する書類の閲覧若しくは謄写又は謄本の交付の請求があった場合、その請求に応じることのできる書類は次のものであること。

- (ア) 差押調書
- (イ) 搜索調書
- (ウ) 参加差押書又は交付要求書
- (エ) 参加差押解除通知書又は交付要求解除通知書
- (オ) 公売決議書
- (カ) 公売公告決議書
- (キ) 差押財産搬出調書
- (ク) 質権者、抵当権者、先取特権者等の権利者から提出されたその権利を証する書類
- (ケ) 見積価格評定に関する書類(見積価格を公告しないもの及び公告しない見込ものを除く。)
- (コ) 配当計算書
- (サ) 債権現在額申立書
- (シ) その他執行官が強制執行による差押えをしようとする場合において特に必要とする書類で、当該差押財産についての権利関係の確認又は評価の資料として必要と認められるもの

イ 執行官から前記アによる請求があった場合は、閲覧又は謄写については差押調書等の閲覧(謄写)請求書(別記第 134 号様式)を、謄本の交付については、差押

請求書等の謄本交付請求書(別記第 135 号様式)を提出させ、閲覧若しくは謄写させ又は謄本を交付したときは、その旨をこれらの請求書の欄外に付記しておくこと。

なお、謄本を交付するときは次の事項に留意すること。

- (ア) 執行官が郵送による謄本の交付を請求するときは、送付に要する郵便切手を提出することになっていること。
- (イ) 謄本には、作成年月日及び地域振興局長名を記載し押印すること。
- (ウ) 差押調書等に表示されている事項のうち、差押財産の名称、数量、性質及び所在が公売その他の事由により謄本作成時と異なることを知っているとき、差押えの時に差押調書に記載されている財産を第三者が所有していたとき又は執行官が差押えをするに当たり留意すべき事項があると認められるときは、それらの事項を記載した書面を添付すること。

(2) 強制執行による差押えの効力

ア 滞納処分による差押えがされている動産に対する強制執行による差押えは、執行官が差押書を徴税吏員に交付することによって行われ、その効力は、差押書が徴税吏員に交付されたときに生ずるものであること。

イ 滞納処分による差押えがされている動産について、公売による売却代金を買受人から受領した時又は有価証券に係る金銭債権の取立てをした時までに執行官から差押書が送達されたときは、強制執行による差押えの効力があるものとして取り扱うこと。

(3) 執行官から差押書の交付を受けた場合の処理

ア 執行官が交付する差押書には、副本一通が添付されることになっているので、この差押書の副本に差押書の受付年月日及び地域振興局長名を記載し、押印の上、速やかに返還すること。この場合におい

て、返還に要する郵便切手は、差押書とともに交付されることとなっているので留意すること。なお、他の執行官から仮差押えした旨の通知を受けているときは、その旨を差押書の副本に記載すること。

イ 差押えを解除していたこと等の理由により、交付を受けた差押書が二重差押えの効力を生じない場合においては、その旨を差押書に記載して執行官に返還するとともに、その事績を明らかにしておくこと。

ウ 受領した差押書が滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規則(昭和 32 年最高裁判所規則第 12 号。以下「滞納規則」という。)第 5 条に規定する事項を完全には満たしていないが、補正可能なものである場合は、適当な期間を定めて執行官に所要の補正をさせること。

エ 受領した差押書は、差押調書に添付しておくとともに、滞納処分総括表にその旨を記載しておくこと。

オ 二重差押えされた動産を公売する場合には、公売通知書を適宜補正して強制執行による差押えをした債権者に対して公売する旨及びその期日を通知すること。

(4) 滞納処分による差押えの解除

ア 二重差押えされた動産について、滞納処分による差押えを解除する場合は、引き渡すべき差押動産をその存在場所において確認し、あらかじめ、引渡しの日時、引渡場所その他引渡に必要と認められる事項について執行官と協議した上、差押財産引渡通知書(別記第 136 号様式)を執行官に送付し、動産の引渡しを行うこと。なお、その動産について滞納処分による差押えの際債権者及び債権者以外の第三者が占有していた場所は、その第三者の住所及び氏名を差押財産引渡通知書に記載すること。

イ 執行官から差押動産の引渡しを受けた旨の通知を受けた後に、その動産の引渡しをした時を差押解除の時として差押解除書及び差押財産引渡済通知書(別記

第 138 号様式)により、滞納者及び徴収法第 81 条に掲げる者に対して通知すること。

ウ 二重差押えされた動産のうち滞納処分による差押えの際債権者又は債務者が占有していたもので、引渡しの際に徴税吏員以外の者が保管しているときは、前記ア及びイによるほか次によること。

(ア) 原則として、引き渡すべき差押動産の保管場所において直接執行官に引き渡すこと。

(イ) 保管者から直接執行官に引渡しをさせる場合は、差押財産引渡依頼書(別記 137 号様式)を差押財産引渡通知書に添付の上、執行官に送付すること。この場合において、執行官から、保管者が動産の引渡しを拒んだ旨の通知を受けたときは、改めて直接執行官に引き渡すこと。

エ 二重差押えされた動産のうち滞納処分による差押えの際債権者及び債権者以外の第三者が占有していた場合は、前記ア及びイによるほか次によること。

(ア) 第三者が執行官への引渡しを拒否した場合

a 執行官から第三者が差押財産の引渡しを拒否した旨の通知を受けたときは、差押えを解除の上、当該動産をその第三者に引き渡さなければならないこと。

b 前記 a の場合において、その差押動産について滞納処分による参加差押えがされているときは、その参加差押えをしている執行機関に当該動産及び執行官より交付を受けた差押書を引き渡すとともに、差押財産引渡済通知書(別記第 139 号様式)を執行官に交付すること。

(イ) 第三者が執行官への引渡しを拒まなかった場合

a 執行官から動産差押承諾書の提示を受けた後に差押動産を引き渡すこと。なお、動産差押承諾書が未提出

の場合でも、執行官から当該第三者が引渡しを拒んでいない旨の申出があった場合も同様に取り扱うものとする。

- b 第三者が引渡しを拒んでいないことを執行官に確認した事績は、差押財産引渡済通知書の決議書の余白に記載しておくこと。

(5) 売却代金の残余の交付

ア 二重差押えされた動産の滞納処分による売却代金又は有価証券の取立金について、滞納者に交付すべき残余金が生じたときは、徴収法第 129 条第 3 項の規定にかかわらず執行官に交付することとし、残余金交付通知書(別記第 140 号様式)及び残余金計算書(別記第 140 号様式付表)を執行官に送付すること。

イ 残余金が生じなかった場合は、残余金皆無通知書(別記第 141 号様式)を執行官に送付すること。なお、この場合においても、残余金計算書は必ず添付すること。

ウ 二重差押えされた動産を滞納処分により換価し又は有価証券に係る取立てをした場合に、質権等により担保される債権額等について争いがあり、滞納者に交付すべき金額が確定しないため徴収法第 133 条第 3 項の規定により供託しなければならないときは、前記アにかかわらず供託することとし、残余金供託済通知書(別記第 142 号様式)を執行官に送付すること。

(6) 強制執行による差押えの取消し

二重差押えされた動産について、執行官から差押取消書の交付を受けたときは、差押調書及び滞納処分総括表にその旨を記載すること。

(7) 強制執行続行の決定

ア 差押債権者又は民事執行法第 125 条第 3 項前段の規定により配当要求の効力が生じた申立てに係る債権者(以下「差押債権者等」という。)から、速やかに売却すべき旨の催告を受けた場合は、その催

告の目的となっている財産の換価の可能性につき検討し、後記イに掲げるときを除き、できる限りこれらの債権者等の催告に応ずるものとする。

イ 滞納処分と強制執行等との手続きの調整に関する法律(昭和 32 年法律第 94 号。以下「滞調法」という。)第 9 条第 2 項の規定により裁判所から意見の申述を求められた場合において、次に掲げる理由のあるときは、強制執行による換価処分を進めないことが適当であると認める理由の詳細を申述すること。

(ア) 差押財産を換価しても差押えに係る県税徴収金、交付要求に係る租税、公課その他徴収金、質権等によって担保されている債権に弁済するとすれば、申請者に交付すべき残余金がないと認められるとき。

(イ) 公売その他の換価処分が近く進行することが確実なとき。

(ウ) 差押財産の帰属につき訴訟等の争いがあり、直ちに換価することが不適当であると認めるとき。

(エ) 法令の規定又はこれに基づく処分のため、強制執行による換価処分を進行することができないとき。

(オ) 滞納処分による差押えの際に第三者が占有していた動産につき、第三者が当該動産を執行官に引き渡すことを拒否しているとき。

(カ) (ア)から(オ)までのほか、強制執行による換価処分をすることが徴収上適当でないと認められるとき。

ウ 強制執行続行の決定があったときは、次により処理すること。

(ア) 二重差押えされた動産について強制執行続行の決定があった場合は、前記(4)に準じて処理すること。この場合、差押解除書及び差押財産引渡済通知書については、差押解除に関する部分を削除して使用すること。なお、滞納処分による差押えの際債権者及び債務者以外の第三者が占有している動産につ

いて、その第三者が執行官への動産の引渡しを拒んだときは、執行官への引渡しはしないものであるが、強制執行による差押えの効力は失効しないものであること。

- (イ) 差押えに係る県税徴収金については、交付要求書（別記第 143 号様式）により執行官に交付要求しなければならないこと。

- (8) 滞納処分による差押えがされている動産に対する仮差押えの執行がされた場合については、前記(1)から(6)までに準じて処理すること。なお、滞納処分による参加差押えがされている場合は、(4)の規定にかかわらず、その動産を参加差押えしている執行機関に引き渡し、その旨を差押財産引渡済通知書により執行官に通知すること。
- (9) 滞納処分による差押えがされている動産を目的とする担保権の実行としての競売（以下「競売」という。）については、前記(1)から(7)（ただし、(4)のエの(7)を除く。）までに準じて処理すること。

2 不動産に対する強制執行等

- (1) 強制競売の開始決定がされた場合の処理等

ア 執行裁判所から交付された強制競売開始決定通知書は、差押調査に添付しておくとともに、滞納処分総括表にその旨を記載しておくこと。

イ 二重差押えされた不動産を公売する場合は、前記1の(3)のオに準じて処理すること。

ウ 不動産に対する滞納処分による差押えと強制競売の開始決定との前後の判定は、差押えの登記の前後により判定すること。

- (2) 滞納処分による差押えの解除

ア 二重差押えされた不動産について、滞納処分による差押えを解除したときは、執行裁判所に対して差押え及び交付要求解除（通知）書（別記第 144 号様式）によりその旨を通知すること。

イ 徴収法第 81 条の規定により、徴収法第 55 条各号に掲げる者のうち知れているもの及び交付要求をしている者に対して

差押解除通知書を送付する場合は、備考欄に「〇〇地方裁判所事件番号〇〇年

(〇) 第〇号 事件名〇〇〇により強制競売の開始決定がされています。」と記載すること。

なお、滞納者に対して差押解除通知書を送付する場合も同様に扱うこと。

- (3) 強制競売の申立ての取下げ

二重差押えされた不動産について、執行裁判所から強制競売終了通知書の交付を受けた場合は、前記1の(6)に準じて処理すること。

- (4) 売却代金の残余の交付

ア 二重差押えされた不動産の滞納処分による売却代金について、滞納者に交付すべき残余金が生じた場合又は生じなかった場合の執行裁判所への交付及び通知については、前記1の(5)に準じて処理すること。

イ 強制競売の開始決定に係る差押えの登記が、滞納処分による換価手続においてその買受人が買受代金を納付した日以前にされており、かつ、強制競売開始決定通知書が残余金を滞納者に対する前に到達したときは、その残余金は執行裁判所に交付すること。

- (5) 強制執行続行の決定

ア 差押債権者等から二重差押えされた不動産について、速やかに売却すべき旨の催告を受けたとき及び裁判所から滞調法第 17 条において準用する滞調法第 9 条第 2 項の規定により意見の申述を求められたときは、前記1の(7)のア及びイに準じて処理すること。

イ 強制執行続行の決定があったときは、次により処理すること。

(7) 二重差押えされた不動産について強制執行続行の決定があった場合は、徴収法第 55 条各号に掲げる者のうち知れているもの及び交付要求をしている者に対し強制執行続行通知書（別記第 145 号様式）により、その旨を通知すること。

(イ) 差押えに係る県税徴収金について

は、前記 1 の (7) のウの (イ) に準じて処理すること。

- (6) 滞納処分による差押えがされている不動産に対する仮差押えの執行（仮差押えの登記をする方法によるものをいい、強制管理の方法のみによるものは含まない。）

ア 仮差押執行通知書を受領した場合は、前記 (1) のア及びイに準じて処理すること。

イ 滞納処分による差押えを解除したときは、保全執行裁判所に対して差押え及び交付要求解除（通知）書によりその旨を通知すること。この場合において、参加差押え（2 以上の参加差押えがされているときは、そのうち最も先に登記されたもの）をしている徴収職員等に対し徴収法第 81 条の通知をするときは、その不動産について仮差押えの執行がされている旨を差押解除通知書の備考欄に「〇〇地方裁判所 事件番号〇〇年（〇）第〇号 事件名〇〇〇により仮差押えの執行がされています。」と記載すること。

なお、滞納者に対して差押解除通知書を送付する場合も同様に取り扱うこと。

ウ 仮差押え執行終了通知書を受領した場合は、前記 (3) に準じて取り扱うこと。

エ 二重差押えされた不動産の滞納処分による売却代金について滞納者に交付すべき残余金が生じた場合又は残余金を供託すべき場合におけるその不動産の所在地を管轄する地方裁判所（以下「不動産の執行裁判所」という。）への交付及び通知、残余金が生じなかった場合の保全執行裁判所に対する通知については、前記 (4) のアに準じて取り扱うこと。この場合において、不動産の執行裁判所と保全執行裁判所とが異なるときは、残余金交付通知書及び残余金供託済通知書に保全執行裁判所、事件番号、事件名並びに仮差押債権者の住所及び氏名又は名称を付記すること。

オ 二重差押えされた不動産について換価処分による権利移転等の登記を嘱託する場合において、仮差押えの登記は換価処分により消滅した登記として、同時にそ

の抹消を嘱託すること。

- (7) 滞納処分による差押えがされている不動産を目的とする競売（滞納処分による差押え後に設定された担保権の実行としての競売を含む。）については、前記 (1) から (5) までに準じて取り扱うこと。

3 船舶に対する強制執行等

滞納処分による差押えがされている船舶で登記されるものに対する強制執行、仮差押えの執行及び競売については、前記 2 に準じて処理するほか、船舶国籍証書等を取り上げている場合には次によること。

ア 強制執行、仮差押えの執行及び競売が開始された場合に船舶国籍証書その他登録される船舶の航行のために必要な文書（以下「船舶国籍証書等」という。）を取り上げているときは、その旨を船舶国籍証書等保管通知書（別記第 146 号様式）により（保全）執行裁判所に通知すること。

イ 滞納処分による差押えを解除した場合は、船舶国籍証書等を（保全）執行裁判所に引き渡すこと。この場合は、差押え及び交付要求解除（通知）書の備考欄に船舶国籍証書等を引き渡す旨を記載し、受領書を同封の上送付すること。

なお、（保全）執行裁判所に船舶国籍証書等を引き渡したときは、その旨を差押解除通知書に記載の上、滞納者に通知すること。

ウ 二重差押えされた船舶について強制執行続行の決定があった場合は、船舶国籍証書等を執行裁判所に引き渡すこと。この場合、交付要求書に船舶国籍証書等引渡通知書（別記第 147 号様式）及び受領書を同封して送付すること。また、執行裁判所に船舶国籍証書等を引き渡したときは、その旨を滞納者に通知すること。

なお、船舶国籍証書等を執行裁判所に

引き渡した後に、強制競売の申立てを取り下げられ又は強制競売の手続きを取り消す決定が効力を生じ、執行裁判所から

船舶国籍証書等の引渡しを受けたときは、その旨を滞納者に通知すること。

エ 上記イ若しくはウにより船舶国籍証書等を（保全）執行裁判所に引き渡したとき又は執行裁判所から船舶国籍証書等の引渡しを受けたときは、その旨を船舶の船籍港を管轄する管海官庁（海運局又は海運局支局）の長に通知すること。

オ 船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法のみによる仮差押えの執行がされた場合において、滞納処分による換価手続が終了したときは、その旨を速やかに保全執行裁判所に通知すること。

なお、この場合において滞納者に交付すべき残余金が生じたときは、滞納者に交付すること。

4 航空機に対する強制執行等

滞納処分による差押えがされている航空機に対する強制執行、仮差押えの執行及び競売については、前記3に準じて処理すること。

この場合において、「船舶国籍証書等」とあるのは「航空機登録証明書等」と読み替え、3のエの通知は、国土交通大臣（送付先は、国土交通省航空局）あて行うこと。

5 自動車に対する強制執行等

滞納処分による差押えがされている自動車等に対する強制執行、仮差押えの執行又は競売については、前記2に準じて処理するほか次によること。

- (1) 滞納処分による差押えがされている自動車等に対して強制執行又は競売が開始された場合においてその自動車等を占有していないとき

ア 自動車検査証その他自動車の権利移転のために必要な書類（以下「自動車検査証等」という。）を取り上げているときは、前記3のアからウまでに準じて処理すること。

イ 執行官が自動車等を占有している場合において、滞納処分による換価をするとき

きは、執行裁判所に対し、執行官にその自動車等の引き渡しを命ずることを請求し、必ず引渡しを受けること。また、自動車等の引渡しを受けたときは、差押財産引受通知書（別記第148号様式）により、執行官及び滞納者に通知の上、差押財産を引き受けた旨の調書を作成すること。

この場合の調書については、参加差押財産引受調書を適宜補正して使用すること。

- (2) 滞納処分による差押えがされている自動車等に対して強制執行又は競売が開始された場合においてその自動車等を占有しているとき

ア 執行裁判所に対し、自動車等を占有している旨を通知すること。この場合において、自動車検査証等を占有しているときは、その旨を併せて通知すること。

イ 滞納処分による差押えを解除するとき又は強制執行若しくは競売の続行決定があったときは、滞納処分による差押えの際債権者、債務者、所有者及び競売の申立人に対抗することができる権利を有しないため自動車等の引渡しを命じられている占有者以外の第三者が占有していた自動車等を執行官に引き渡すことを拒んだときを除き、前記1の(4)（ただし、イを除く。）及び(7)のウに準じて処理すること。

6 債権に対する強制執行等

- (1) 差押競合債権

滞調法第2章第3節（滞調法第20条の9から20条の11までを除く。）の適用を受ける債権（以下この項において「差押競合債権」という。）は、次のものをいうこと。

ア その一部について滞納処分による差押えがされた後にその残余の部分を超えて強制執行による差押命令が発せられた債権（その一部について滞納処分による差押えがされた後にその残余の部分を超えない範囲で強制執行による差押命令が発せられ、その後、更に滞納処分による差押え又は強制執行による差押命令が発せ

られたことによってその残余の部分を超えることになった場合も差押競合債権に含まれること。)

イ その全部について滞納処分による差押えがされた後にその一部又は全部について重ねて強制執行による差押命令が発せられた債権

- (2) 差押競合債権について、その一部についてのみ強制執行による差押命令が発せられているときにおいても、その差押えの効力はその債権の全部に及ぶこと。
- (3) 裁判所書記官から差押命令があった旨の通知を受けた場合は、その通知書を債権差押調書に添付しておくとともに、滞納処分総括表にその旨を記載しておくこと。
- (4) 第三債務者は、滞納処分による差押えがされている金銭の支払を目的とする債権（以下この節において「金銭債権」という。）について強制執行による差押命令の送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができること。

なお、強制執行続行の決定があったときは、第三債務者は差押えに係る金銭債権の金額を供託しなければならないこと。

- (5) 第三債務者からの事情届
ア 第三債務者が前記(4)により供託したときは、事情届（別記第149号様式）により、その事情を届け出なければいけないこととなっていること。この場合、以下のことに留意すること。
 - (ア) 金銭債権の差押えに当たっては、第三債務者に対し債権差押通知書を送付するときに、第三債務者に差押えに係る金銭債権について滞調法第20条の6第1項の規定による供託ができる旨を記載したお知らせ（別記第150号様式）及び事情届の用紙を同封すること。
 - (イ) 事情届には、供託書正本を添付させること。
- イ 事情届があった場合の処理
 - (ア) 第三債務者からの事情届を受理したときは、事情届通知書（別記第151号

様式）により執行裁判所に対し事情届のあった旨を通知すること。

- (イ) 金銭債権の一部につき滞納処分による差押えをしているときは、供託書正本をコピーし、その適宜の箇所に「供託書正本を保管していることを証明する。」旨を記載の上、地域振興局長の印を押印して事情届通知書に添付すること。
 - (ウ) 強制執行による差押え前に滞納処分による差押えが2以上されているときは、前記(ア)及び(イ)に準じて滞納処分による差押えをしている徴収職員等に通知すること。
また、滞納処分による差押えがされた後に強制執行による差押命令が発せられ、その後、更に滞納処分による差押えがされたときも、前記(ア)に準じて処理すること。
- (6) 供託金の還付

ア 供託金の還付請求

供託された供託金のうち、滞納処分による差押金額に相当する部分の払渡しは、供託所に対して供託金払渡請求書に供託書正本を添付して行うこと。

- イ 滞納処分による差押金額の一部に相当する部分につき供託金の還付を受ける場合は、次によること。
- (ア) 差押債権の残余の部分について差押えの解除処理を行うとともに、執行裁判所に対し、供託書正本を添付の上、差押え及び交付要求解除（通知）書によりその旨を通知すること。
 - (イ) 第三債務者については、供託により免責されているので差押えを解除した旨の通知は必要ないが、滞納者に対しては、差押解除通知書の備考欄に当該債権が供託されている旨を付記の上、通知すること。
 - (ウ) 還付を受ける金額は、徴収法第129条第1項各号に掲げる県税徴収金その他の債権に配当して残余が生じることのないよう留意すること。

(7) 残余金の交付

差押競合債権に係る第三債務者からの取立金若しくは滞調法第 20 条の 6 第 1 項の規定による供託金の払渡金又は売却代金について、滞納者に交付すべき残余金が生じたとき又は生じなかったときの執行裁判所への交付及び通知については、前記 1 の (5) に準じて処理すること。ただし、供託金の還付を受ける場合に、徴収法第 133 条第 3 項の事由により滞納者に交付すべき金銭が確定していないときは、配当額の確定した部分だけの還付を受け、その旨及びその理由を執行裁判所に通知すること。

(8) 滞納処分による差押えの解除

差押競合債権について、滞調法第 20 条の 3 第 2 項本文の規定による通知又は滞調法第 20 条の 6 第 2 項の規定による事情届がされている場合において、滞納処分による差押えを解除したときは、前記 2 の (2) に準じて処理するほか次によること。

ア 供託に係る金銭債権について、滞納処分による差押えの全部を解除したときは供託書正本を、その一部を解除したときは上記 (5) のイの (イ) による書面を、差押え及び交付要求解除（通知）書に添付の上、執行裁判所に送付すること。

イ 差押え解除に係る滞納処分による差押えに次いで他の滞納処分による差押えがされている場合は、その差押えをした徴収職員等に対し、上記アに準じて処理すること。

(9) 強制執行続行の決定

ア 強制執行続行の決定に対する処理は、前記 1 の (7)（ただし、ウの (ア) を除く。）に準じて処理すること。ただし、差押競合債権が金銭債権であり、かつ、供託されている場合は、滞納処分による差押えのときに交付要求があったものとみなされることから、1 の (7) のウの (イ) による交付要求書の提出は必要ないが、速やかに滞納現在額申立書（別記第 152 号様式）を執行裁判所に送付すること。

イ 強制執行続行の決定があったときは、前記 (5) の供託書正本を執行裁判所に送付すること。

(10) 差押競合債権で動産の引渡しを目的とするものについては、前記 (1) から (9) までによるほか次によること。

ア 滞納処分による差押えを解除する場合において、執行官から滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規則（昭和 32 年最高裁判所規則第 12 号）第 23 条の 5 第 2 項の規定による通知（差押債権者から第三債務者に対し、執行官に占有している動産を引き渡すことを求める申立がされている旨の通知）を受け、かつ、徴税吏員が引渡しの目的となっている動産の取立てをしているときは、前記 1 の (4)（ただし、エの (ア) を除く。）に準じて処理すること。

イ 前記アの場合において、徴収法第 81 条に規定する者に対する差押えを解除した旨の通知は、その動産を執行官に引き渡す前に行うこと。

ウ 強制執行続行の決定があった場合は、前記ア及びイに準じて処理するとともに、執行官にその動産の引渡しをする日までに交付要求すること。

(11) 仮差押えの執行

滞納処分による差押えの執行がされた仮差押競合債権については、前記 (1) から (8)（ただし、(5) のイの (イ) を除く。）まで及び (10) に準じて処理するほか次によること。

ア 供託に係る債権の一部について滞納処分による差押えをした場合において、差し押えた部分に相当する金銭の払い渡しを受けたときは、供託書正本を保全執行裁判所に送付すること。

イ 滞納者に交付すべき残余金は、管轄権を有する裁判所に交付することとし、残余金交付通知書に保全執行裁判所、事件番号、事件名並びに仮差押債権者の住所及び氏名又は名称を付記すること。

なお、残余金が生じなかった場合には、保全執行裁判所に、その旨を通知すること。

(12) 担保権の実行又は行使

滞納処分による差押えがされている債権

を目的とする担保権の実行又は行使については、前記(1)から(10)までに準じて処理すること。

7 その他の財産権に対する強制執行等

滞納処分による差押えがされているその他の財産権に対する強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行については、前記6に準じて取扱うほか次によること。

滞納処分による差押え後に仮差押えの執行がなされている電話加入権について、差押えを解除する場合は、前記2の(6)のイに準じて処理すること。

第2 強制執行等がされている財産に対する滞納処分

1 動産に対する滞納処分

(1) 執行記録の閲覧及び謄本等の交付請求

執行官が差押えされた動産について、執行記録その他執行官が職務上作成する書類の閲覧又はその謄本若しくは抄本若しくは執行官が取り扱った職務に関する証明書（以下この節において「謄本等」という。）の交付を求めるときは、次のことに留意すること。

ア 執行記録その他執行官が職務上作成する書類の閲覧手数料は、執行手続の完結したものの記録を閲覧する場合を除き、必要ないこと。

イ 謄本等の交付を受けるためには、書記科が必要であること。

(2) 滞納処分による差押えの方法

ア 強制執行による差押えがされている動産に対する滞納処分による差押えは、差押(通知)書及び交付要求書（別記第153号様式）を執行官に交付することによって行うこと。この場合において、差押(通知)書及び交付要求書の副本1通及び返信用封筒を同封すること。

イ 前記アの差押えをした場合は、差押調書を作成し、その謄本の適宜の箇所に交付要求した旨を記載し滞納者に交付すること。また、徴収法第55条各号に掲げる

者のうち知っている者に対して担保権設定等財産差押通知書を交付する場合についても、同様に扱うこと。

(3) 強制執行による差押えの取消し

ア 二重差押えした動産について、強制執行による差押えを取り消すべき場合は、執行官から引渡通知書（当該動産を執行官が保管していないときは、引渡依頼書が添付されるのでこれを保管者に交付の上、引き渡しを受けること。）が送付されるので、これより差押動産と一致しているかどうかについて確認の上、その動産の引渡しを受けること。

なお、その動産を受け取ったときは、差押財産引受調書（参加差押財産引受調書を適宜補正して使用すること。）を作成し、その謄本を滞納者、保管者及び立会人に交付すること。

イ 引渡しを受けた動産の運搬が困難であること等により、滞納者又はこれを占有する第三者にその動産の保管を命じた場合は、封印、公示書その他の方法によりその動産を差し押さえた旨、差押年月日及び地域振興局名を明示しておくこと。

ウ 前記アにより動産の引渡を受けたときは、差押財産引受通知書により、その旨を執行官及び執行官に対して交付要求した徴収職員等で執行官から通知のあった者に対して通知すること。

(4) 滞納処分による差押えの解除

ア 二重差押えした動産の滞納処分による差押えの解除をする場合は、差押え及び交付要求解除（通知）書を執行官に交付すること。

イ 前記アにより差押えを解除した場合は、滞納者及び徴収法第55条各号に掲げる者のうち知っているものに対し差押解除通知書及び交付要求解除通知書を交付すること。

なお、参加差押えがされている場合には、その参加差押えをしている徴収職員等に対し、その動産について強制執行による差押えがされている旨を差押解除通

知書の備考欄に「〇〇地方裁判所 事件番号〇〇年(〇)第〇号 事件名〇〇〇により強制執行による差押えがされています。」と記載して通知すること。

(5) 滞納処分続行承認の決定

ア 二重差押えした動産について、次の事由により強制執行による差押えが中止又は停止されたときは、滞納処分による換価が困難である場合を除いて、滞納処分続行承認請求書（別記第154号様式）により執行裁判所に滞納処分続行承認の決定を求めること。

(ア) 更生裁判所から強制執行の中止命令がされたとき(会社更生法第24条第1項、第132条第3項)

(イ) 更生手続開始決定がされたとき（会社更生法第50条第1項）。

(ウ) 再生手続開始決定がされたとき（民事再生法第39条第1項）。

(エ) 会社の特別清算の開始命令がされたとき（会社法（平成17年法律第86号）第514条）。

(オ) 裁判所から強制執行の中止命令がされたとき（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）第23条第1項）。

(カ) 強制執行の一時停止を命ずる旨を記載した裁判の正本等が執行裁判所に提出されたとき(民事執行法第39条第1項)。

イ 次に掲げる事由により、強制執行はその効力を失うこととなるので、滞納処分続行承認の決定の請求をすることなく、滞納処分を続行することができること。

(ア) 破産手続開始の決定がされたとき（破産法第30条第1項）。

(イ) 会社の特別清算の開始命令が確定したとき（会社法第515条第2項）。

ウ 滞納処分続行承認の決定があった場合の動産の引渡しについては、前記(3)と同様に取り扱うこと。

(6) 仮差押物に対する滞納処分

仮差押えされている動産に対する滞納処分については、前記第1の1の(8)に準じて処理するほか次によること。

ア 滞納処分による差押えを解除するときにおいて、滞納処分による参加差押えがある場合を除き、その動産を執行官に引き渡すこと。

イ 参加差押えをしている徴収職員等に動産を引渡すときは、差押解除通知書の備考欄に「〇〇地方裁判所 事件番号〇〇年(〇)第〇号 事件名〇〇〇により仮差押えの執行がされています。」と記載すること。

(7) 競売による差押えがされている動産に対する滞納処分

競売による差押えがされている動産に対する滞納処分については、前記(1)から(5)までに準じて処理すること。

2 不動産に対する滞納処分

(1) 滞納処分による差押えの方法

ア 強制競売の開始決定がされている不動産に対し滞納処分による差押えをした場合は、差押(通知)書及び交付要求書により執行裁判所に通知をすること。この場合の送付手続については、前記1の(2)のアと同様に取り扱うこと。

イ 差押(通知)書及び交付要求書の送付、滞納者及び徴収法第55条各号に掲げる者のうち知れているものに対する通知については、前記1の(2)のイに準じて処理すること。

ウ 強制競売の開始決定前に既に滞納処分による差押えがされている場合は、滞納処分をしている執行機関に対し参加差押えするとともに、執行裁判所に対し交付要求すること。

(2) 滞納処分による差押えの解除

二重差押えした不動産について、滞納処分による差押えを解除したときは、前記1の(4)に準じて処理すること。

(3) 強制競売の申立ての取下げ

二重差押えした不動産について、強制競売による差押えの申立てが取り下げられたとき又は強制競売の手続きを取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官から強制競売終了通知書が送付されるので、執行裁判所に交付要求をした徴収職員等で強制競売終了通知書に記載されている者に対し、速やかにその旨を強制執行終了通知書（別記第 155 号様式）により通知すること。

(4) 滞納処分続行承認の決定

ア 滞納処分続行承認の決定の申請については、前記 1 の (5) のア及びイに準じて取り扱うこと。

イ 裁判所書記官から、執行裁判所に対し交付要求した徴収職員等の名称等の通知があった場合は、これらの者に対し滞納処分続行承認の決定があった旨を、滞納処分続行通知書（別記第 156 号様式）により通知すること。

ウ 強制競売の開始決定に係る差押えの登記後滞納処分による差押えの登記前に登記された先取特権（配当要求の終期までに差押え又は配当要求をした債権者の有する一般の先取特権を除く。）、質権又は抵当権で売却による消滅する権利が設定されている不動産について、滞納処分による換価代金のうち配当額の定まらない部分に相当する金銭は供託すること。

(5) 仮差押不動産に対する滞納処分（仮差押えの登記による方法によるものをいい、強制管理の方法のみによるものは含まない。）

仮差押えの執行がされている不動産に対する滞納処分については、前記第 1 の 2 の (1) のイ、(6) のイからオまで及び前記 (4) のウに準じて処理すること。

(6) 競売の開始決定があった不動産に対する滞納処分

競売の開始決定があった不動産に対する滞納処分

競売の開始決定があった不動産に対する滞納処分については、前記 (1) から (4) までに準じて処理すること。

3 船舶に対する滞納処分

強制執行、仮差押えの執行又は競売が開始されている船舶で登記されるものに対する滞納処分については、前記 2 に準じて処理すること。ただし、強制競売及び競売の開始決定がされた後に滞納処分による差押えに際し船舶国籍証書等を取り上げた場合は、前記第 1 の 3 の (ウ) 及び (エ) に準じて執行裁判所に船舶国籍証書等を引き渡すこと。

4 航空機に対する滞納処分

強制執行、仮差押えの執行及び競売が開始されている航空機に対する滞納処分については、前記 3 に準じて処理すること。ただし、強制競売及び競売の開始決定がされた後に滞納処分による差押えに際し航空機登録証明書等を取り上げた場合は、前記第 1 の 4 に準じて執行裁判所に航空機登録証明書等を引き渡すこと。

5 自動車等に対する滞納処分

強制執行、仮差押えの執行及び競売が開始されている自動車等に対する滞納処分については、前記 2 に準じて処理するほか次によること。

- (1) 強制執行又は競売の開始決定がされた後に滞納処分による差押えをした自動車等を占有した場合は、滞納処分による差押えの際債権者、債務者、所有者及び競売の申立人に対抗することができる権原を有しないため自動車等の引き渡しを命じられている占有者以外の第三者が占有していた自動車等を執行官に引き渡すことを拒んだときを除き、その自動車等を執行官に引き渡すこと。この場合における引渡しについては、前記第 1 の 1 の (4)（ただし、イを除く。）に準じて処理すること。なお、自動車等の差押えに当たり、自動車検査証等を取り上げているときは、その自動車等と一体のものとして取り扱うこと。

また、上記により自動車等を執行官に引き渡したときは、その旨を納税者に通知すること。

- (2) 前記 (1) により執行官に引き渡した自動車等につき強制競売又は競売の申立てが取

り下げられた場合等において、自動車等の引渡しを受けたときは、前記 1 の (3) に準じて処理すること。

- (3) 執行官が強制競売等の開始決定により、自動車等の引渡しを受けている場合において、滞納処分続行承認の決定があり、滞納処分により換価するときは、前記第 1 の 5 の (1) のイに準じて処理すること。

6 債権に対する滞納処分

(1) 差押競合債権

滞調法第 3 章第 3 節（第 36 条の 12 から第 36 条の 14 までを除く。）の適用を受ける債権（以下この項において「差押競合債権」という。）は、次のものをいうこと。

ア その一部について強制執行による差押命令が発せられた後に、その残余の部分をを超えて滞納処分による差押えがされた債権（その一部について強制執行による差押命令が発せられた後に、その残余の部分を越えない範囲で滞納処分による差押えがされ、その後、更に強制執行による差押命令が発せられ又は滞納処分による差押えがされたことによって、その残余の部分を越えることになった場合も含まれること。）

イ その全部について強制執行による差押命令が発せられた後に、その一部又は全部について重ねて滞納処分による差押えがされた債権

- (2) 債権の一部について強制執行による差押えがされている場合において、その残余の部分をを超えて滞納処分による差押えがされたときは、強制執行による差押えの効力は、その債権の全部に及ぶこと。

(3) 差押競合の金銭債権の差押え

ア 金銭債権の差押えに当たっては、前記第 1 の 6 の (5) のアの (ア) に準じて処理すること。

イ 強制執行による差押えのあることを知った場合は、債権差押通知書（別記第 157 号様式）により執行裁判所に通知すること。

ウ 滞納処分による差押えをした場合にお

いて、裁判所書記官から事情届通知書により第三債務者から供託に係る事情届があった旨の通知を受けた場合には、前記債権差押通知書に替えて滞納現在額申立書を送付すること。

(4) 差押競合の条件付等債権等の差押え

ア 差押競合債権で条件付き若しくは期限付きであるもの、反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるもの又は差押競合債権で動産の引渡しを目的とするものを滞納処分により差押えた場合において、強制執行による差押命令が発せられていることを知ったときは、債権差押通知書及び交付要求書（別記第 158 号様式）により、執行裁判所に通知すること。

イ 動産の引渡しを目的とする債権について、執行官が差押債権者から動産の引渡しを受けるべき旨の申立てを受けていることを知ったときは、上記による通知のほかに、執行官に対し債権差押通知書により滞納処分による差押えをした旨通知すること。なお、この場合、債権差押通知書の滞納県税徴収金欄の記載は要しないこと。

(5) 第三債務者の供託義務

強制執行による差押えをした債権者が提起した滞調法第 36 条の 7 に規定する取立て訴訟の訴状が第三債務者に送達されるときまでに、その差押えがされている金銭債権について滞納処分による差押えがされたときは、第三債務者はその債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならない。

(6) 供託金の払渡し

前記 (5) による供託金については、取立権を行使することはできず、執行裁判所の配当手続きにおいて配当を受けること。この場合において、執行裁判所から支払証明書が交付されたときは、供託金払渡請求書にこれを添付して供託所から配当金の払渡しを受けること。

(7) 滞納処分による差押えの解除

ア 差押競合債権について滞納処分による差押えを解除したときは、差押え及び交付要求解除(通知)書により執行裁判所にその旨通知すること。

イ 上記の通知をする場合において、前記(4)のイによる通知をしているときは、執行官に対しても差押え及び交付要求解除(通知)書により差押えを解除した旨の通知をすること。

(8) 滞納処分続行承認の決定

ア 滞納処分続行承認の決定の申請については、前記1の(5)のイ及びロに準じて処理すること。

イ 滞納処分続行承認の決定があった場合は、前記第1の6の(6)から(8)までに準じて処理すること。

ウ 裁判所書記官から、執行裁判所に交付要求した徴収職員等の名称等の通知があった場合は、これらの者に対し滞納処分続行承認の決定があった旨を、滞納処分続行決定通知書により通知すること。

エ 動産の引渡しを目的とする差押競合債権につき滞納処分続行承認の決定がされた場合において、執行官が既にその動産の引渡しを受けているときの動産の引受けについては、前記1の(3)に準じて処理すること。

(9) 強制執行による差押えの取消し

強制執行による差押えの取消し等があった場合は、前記(8)のイからエまでに準じて処理すること。この場合において、滞納処分続行決定通知書とあるのは強制執行終了通知書と読み替えるものとする。

(10) 仮差押えされた債権に対する滞納処分による差押えについては、前記第1の6の(11)に準じて処理すること。

(11) 担保権の実行又は行使による差押えがされている債権に対する滞納処分による差押えについては、前記(1)から(9)までに準じて処理すること。

7 その他の財産権に対する滞納処分

強制執行若しくは担保権の実行による差押

え又は仮差押えの執行がされているその他の財産権に対する滞納処分については、前記6に準じて処理するほか次によること。

仮差押え後滞納処分による差押えをした電話加入権につき、参加差押えがされている場合において、滞納処分による差押えを解除するときは、前記第1の2の(6)のイに準じて処理すること。

別記様式目次

区 分	様 式 番 号	様 式 名	頁
総 則 関 係	第 1 号様式	譲渡担保権者に対する差押続行通知書	502
	第 2 号様式	保証人の資力調査書	503
	第 3 号様式	登記嘱託書（抵当権設定登記用）	504
	第 4 号様式	抵当権設定登記承諾書	505
	第 5 号様式	登記嘱託書（抵当権まっ消登記用）	506
	第 6 号様式	登記嘱託書（根抵当権設定登記用）	507
	第 7 号様式	根抵当権設定登記承諾書	508
	第 8 号様式	登記嘱託書（根抵当権まっ消登記用）	509
	第 9 号様式	削 除	510
	第 10 号様式	削 除	511
	第 11 号様式	削 除	512
	第 11 号様式付表	削 除	512～2
	第 12 号様式	削 除	513
	第 13 号様式	搜索調書	514
		搜索調書（謄本）次葉	515
差押関係等	第 14 号様式	質問てん末書	516
	第 15 号様式	聴取書	517
	第 16 号様式	担保権設定等財産差押通知書	518
	第 17 号様式	財産の差押換請求書	519
	第 18 号様式	取上調書	520
	第 19 号様式	差押換拒否通知書	521
	第 20 号様式	差押換請求財産の換価申立書	522
	第 21 号様式	保険等に付されている財産の差押通知書	523
	第 21 号様式の 2	保険者等に差押通知をした旨の通知書	524
	第 22 号様式	差押調書（動産・有価証券用）	525
		差押調書（謄本）次葉	526
	第 22 号様式の 2	差押調書（電話加入権用）	526～2
	第 22 号様式の 3	差押調書（謄本）（第三債務者等のある無体財産権等用）	526～3
	第 22 号様式の 4	差押調書（動産・有価証券用）	526～4
	第 22 号様式の 5	差押調書（電話加入権用）	526～5
	第 22 号様式の 6	差押調書（謄本）（第三債務者等のある無体財産権等用）	526～6
	第 23 号様式	差押財産搬出調書	527

区 分	様 式 番 号	様 式 名	頁
差押関係等	第 24 号様式	財産の引渡命令書	528
	第 25 号様式	財産の引通命令をした旨の通知書	529
	第 26 号様式	削 除	530
	第 27 号様式	引揚物件引継書保管出納整理簿	531
	第 28 号様式	県税滞納処分差押物件	532
	第 29 号様式	公示書	533
	第 30 号様式	債権差押調書	534
	第 30 号様式の 2	債権差押調書	534～2
	第 31 号様式	債権差押通知書	535
	第 32 号様式	差押債権の弁済期限猶予承認書	536
	第 33 号様式	登記嘱託書（抵当権付債権差押登記用）	537
	第 34 号様式	削 除	538
	第 35 号様式	担保権付債権差押通知書	539
	第 36 号様式	閲覧申請書	540
	第 36 号様式の 2	閲覧申請書	540～2
	第 37 号様式	削 除	541
	第 38 号様式	差押調書（不動産用、第三債務者が無い無体財産権用）	542
	第 39 号様式	差押書（不動産用、第三債務者が無い無体財産権用）	543
	第 39 号様式の 2	差押書（不動産用、第三債務者が無い無体財産権用）	543～2
	第 40 号様式	登記嘱託書（不動産差押、参加差押登記用）	544
	第 41 号様式	鉱業権差押（参加差押）	545
	第 42 号様式	削 除	546
	第 43 号様式	差押自動車の運行許可申立（許可、不許可通知）書	547
	第 44 号様式	電話加入権質原簿閲覧請求書（電話加入原簿閲覧申請書）	548
	第 45 号様式	差押通知書（電話加入権用）	549
	第 45 号様式の 2	差押通知書（第三債務者等のある無体財産権等用）	550
	第 46 号様式	組合員等の持分の払いもどし等請求書	550～2
	第 47 号様式	組合員等の持分の払いもどし等請求の予告通知書	551
	第 48 号様式	差押解除通知書	552
	第 49 号様式	差押解除通知書（電話加入権用）	553
	第 50 号様式	差押物件還付通知書	554
	第 51 号様式	差押財産保管解除書	555

区 分	様 式 番 号	様 式 名	頁
交 付 要 求 参 加 差 押 関 係	第 52 号様式	登記嘱託書（不動産差押、参加差押登記まつ消用）	556
	第 53 号様式	削 除	557
	第 54 号様式	鉱業権差押（参加差押）登録まつ消登録嘱託書	558
	第 55 号様式	登記嘱託書（抵当権付債権差押登記まつ消用）	559
	第 56 号様式	削 除	560
	第 57 号様式	差押財産（自動車、建設機械）占有調書	561
	第 58 号様式	交付要求書	562
	第 59 号様式	交付要求通知書	563
	第 60 号様式	参加差押書	564
	第 61 号様式	交付要求解除通知書（執行機関あて）	565
	第 62 号様式	交付要求解除通知書	566
	第 63 号様式	交付要求・参加差押解除請求書	567
	第 64 号様式	交付要求・参加差押解除請求に対する通知書	568
	第 65 号様式	充当通知書	569
	第 66 号様式	参加差押通知書	570
	第 67 号様式	参加差押通知書（電話加入権用）	571
	第 68 号様式	参加差押解除通知書	572
	第 69 号様式	参加差押解除通知書（電話加入権用）	573
	第 70 号様式	参加差押財産引渡通知書	574
	第 71 号様式	参加差押財産引渡依頼書	575
	第 72 号様式	参加差押財産引受通知書	576
	第 73 号様式	参加差押財産引受調書	577
	第 74 号様式	参加差押関係書類引渡書	578
	第 75 号様式	参加差押財産換価催告書	579
	第 75 号様式の 2	差押財産の換価見合せ通知書	580
公 売 関 係	第 76 号様式	差押物件修理等の同意書	581
	第 77 号様式	公売決議書	582
	第 78 号様式	公売公告	583
	第 79 号様式	公売通知書	584

区 分	様 式 番 号	様 式 名	頁
公 売 関 係	第 80 号様式	公売通知兼債権申立催告書	585
	第 81 号様式	公売中止公告	586
	第 82 号様式	公売中止通知書	587
	第 83 号様式	削 除	588
	第 84 号様式	債権現在額申立書（申立てを受ける場合）	589
	第 85 号様式	債権現在額申立書（申立てをする場合）	590
	第 86 号様式	見積価額評定調書	591
	第 87 号様式	削 除	593
	第 88 号様式	鉱業権評価明細書	594
	第 89 号様式	電話加入権評価明細書	595
	第 90 号様式	削 除	596
	第 91 号様式	削 除	603
	第 92 号様式	削 除	605
	第 93 号様式	削 除	507
	第 94 号様式	削 除	509
	第 95 号様式	見積価額（最低公売価額）票	611
	第 96 号様式	充当決議書	612
	第 96 号様式の 2	充当通知書	612～2
	第 97 号様式	配当計算書	613
	第 97 号様式の 2	配当計算書	613～2
	第 98 号様式	配当計算書附属書類	614
	第 98 号様式の 2	差押に係る県税徴収金配当明細書	614～2
	第 99 号様式	入札人心得書	615
	第 100 号様式	入札書	617
	第 100 号様式の 2	公売代金領収証書原符兼領収報告書	617～2
	第 101 号様式	不動産等の最高価申込者決定通知書	618
	第 101 号様式の 2	不動産等の次順位買受申込者の決定通知書	618～2
	第 102 号様式	不動産等の最高価申込者決定公告	619
	第 102 号様式の 2	不動産等の次順位買受申込者の決定公告	619～2
	第 103 号様式	売却決定、最高価申込者決定の取消通知書	620
	第 103 号様式の 2	売却決定、最高価申込者決定の取消通知書（買受人交付用）	620～2
	第 104 号様式	売却決定通知書（保管させた場合の買受人あて）	621
	第 105 号様式	売却財産の引渡通知書（保管させた場合の買受人あて）	622

区 分	様 式 番 号	様 式 名	頁
公 売 関 係	第 106 号様式	売却決定通知書（買受人、第三債務者あて）	623
	第 107 号様式	公告に関する証明（請求）書	624
	第 107 号様式付表	物件目録	625
	第 108 号様式	登記嘱託書（不動産公売処分による登記用）	626
	第 109 号様式	鉱業兼公売処分による登録嘱託書	627
	第 110 号様式	担保権の引受けによる換価の申出書	628
供 託 関 係	第 111 号様式	削 除	629
	第 112 号様式	削 除	630
	第 113 号様式	異議に係る換価代金の供託通知書	631
	第 114 号様式	配当額支払証	632
	第 115 号様式	支払委託書	633
	第 116 号様式	削 除	634
	第 117 号様式	供託金払渡請求書	635
	第 118 号様式	証明書	636
	第 119 号様式	供託原因消滅証明書（金銭用）	637
	第 120 号様式	供託原因消滅証明書（有価証券用）	638
そ の 他	第 121 号様式	換価代金等交付内訳簿	639
	第 122 号様式	削 除	640
	第 123 号様式	滞納処分総括表	642
	第 124 号様式	削 除	643
	第 125 号様式	競落整理表	644
個 人 県 民 税 関 係	第 126 号様式	個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の滞納整理の特例に関する同意申請書	645
	第 126 号様式の 2	個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の滞納整理の特例に関する同意書	645～2
	第 127 号様式	個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の徴収引継書	646 646～2
	第 127 号様式付表	個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の徴収引継内訳書	

区 分	様 式 番 号	様 式 名	頁
個 人 県 民 税 関 係	第 127 号様式の 2	個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の徴取引受書	646～3
	第 127 号様式の 3	個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の徴取引受報告書	646～4
	第 128 号様式	個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の徴収通知書	647
	第 129 号様式	個人の市町村民税、県民税及び森林環境税に係る徴収金の収 納状況通知書	648
	第 130 号様式	地方税法第 739 条の 5 に基づく（財産名）の差押等の登記（登 録）について	649
	第 131 号様式	個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の徴収金明細書	650
	第 132 号様式	市町村民税払込通知書	651
	第 132 号様式の 2	市町村民税、県民税及び森林環境税払込通知書	651～2
	第 133 号様式	個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の滞納整理実施結 果通知書並びに徴取引継書	652
	第 133 号様式の 2	差押等関係書類引継書	652～2
	第 133 号様式の 3	差押財産引継通知書	652～3
	第 133 号様式の 4	差押財産引渡通知書	652～4
	第 133 号様式の 5	差押財産引渡依頼書	652～5
	第 133 号様式の 6	地方税法第 739 条の 5 の規定による特例滞納整理報告書	652～6
	第 133 号様式の 7	個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の現年度分滞納報 告	652～7
	第 133 号様式の 7 付表	個人の市町村民税、県民税及び森林環境税の現年度分滞納報 告内訳書	652～8
滞調法関係	第 134 号様式	差押調書等の閲覧（謄写）請求書	653
	第 135 号様式	差押調書等の謄本交付請求書	654
	第 136 号様式	差押財産引渡通知書	655
	第 137 号様式	差押財産引渡依頼書	656
	第 138 号様式	差押解除書及び差押財産引渡済通知書	657
	第 139 号様式	差押財産引渡済通知書	658
	第 140 号様式	残余金交付通知書	659
	第 140 号様式付表	残余金計算書	660
	第 141 号様式	残余金皆無通知書	661
	第 142 号様式	残余金供託済通知書	662

区 分	様 式 番 号	様 式 名	頁
滞調法関係	第 143 号様式	交付要求書	663
	第 144 号様式	差押え及び交付要求解除（通知）書	664
	第 145 号様式	強制執行続行通知書	665
	第 146 号様式	船舶国籍証書等保管通知書	666
	第 147 号様式	船舶国籍証書等引渡通知書	667
	第 148 号様式	差押財産引受通知書	668
	第 149 号様式	事情届	669
	第 150 号様式	お知らせ	670
	第 151 号様式	事情届通知書	671
	第 152 号様式	滞納減在額申立書	672
	第 153 号様式	差押（通知）書及び交付要求書	673
	第 154 号様式	滞納処分続行承認請求書	674
	第 155 号様式	強制執行終了通知書	675
	第 156 号様式	滞納処分続行通知書	676
	第 157 号様式	債権差押通知書	677
	第 158 号様式	債権差押通知書及び交付要求書	678
公売に係る インボイス 関係	第 159 号様式	公売特例による適格請求書	678-2
	第 160 号様式	公売特例による適格請求書（写）	678-3

譲渡担保権者に対する差押続行通知書

年 月 日

様

地域振興局長



さきに参加差押(交付要求)をされた下記差押財産は、譲渡担保財産であることが判明しましたので、地方税法第14条の18第5項の規定により譲渡担保権者に対する差押として続行しますから通知します。

おって、参加差押(交付要求)をされた分については再調査のうえ書類を再提出してください。

滞 納 者	住(居)所				
	氏 名				
差 押 財 産 (譲 渡 担 保 財 産)					
	差 押 年 月 日	年	月	日	
参加差押(交付要求)を受けた年月日		年	月	日	
譲 渡 担 保 権 者	住(居)所				
	氏 名				
備 考			連 絡 先		
			所 属	担当者	電 話

保証人の資力調査書(兼復命書)										調 査 年 月 日		年 月 日	
										調 査 者			
納 税 者 特別徴収義務者		住(居)所				氏名又は 名 称				職 業			
保 証 人		住(居)所				職業		納税者(特別 徴収義務者)と の関係					
資産の明細		預 貯 金		担保債務額		差引額							
		有 価 証 券											
		そ の 他											
		不 動 産											
		そ の 他											
		合 計											
負債の明細								正味資産額					
信用状況													

登 記 嘱 託 書

登記の目的 抵当権設定

原 因

債 権 額

債 務 者

抵 当 権 者 新 潟 県

設 定 者

添 付 書 類 登記原因証明情報 承諾書（印鑑登録証明書添付） 嘱託書写し

年 月 日

嘱 託 者 新 潟 県 知 事

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第6条第1項第1号の規定により
委任を受けた者

地域振興局長



（連絡先 — — 担当： ）

法務局 支 局
出張所 御中

登 録 免 許 税 登録免許税法第4条第1項の規定により納付しない。

不動産の表示

抵
当
権
設
定
登
記
承
諾
書

債 納 原

権 税

額 者 因

金

内 訳

年 度

税 金

円 及 び 延 滞 金

円

未 記 物 件 に 右 の 抵 当 権 設 定 の 登 記 を す る こ と を 承 諾 し ま す 。

年

月

日

登 記 義 務 者

住 所
氏 名

地 域 振 興 局 長

様

不 動 産 の 表 示

印

登 記 嘱 託 書

登 記 の 目 的 抵当権抹消

原 因 年 月 日解除

抹消すべき登記 年 月 日受付第 号

権 利 者

義 務 者 新 潟 県

添 付 書 類 登記原因証明情報 嘱託書写し

年 月 日

嘱 託 者 新 潟 県 知 事

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第6条第1項第1号の規定により
委任を受けた者

地域振興局長



（連絡先 — — 担当： ）

法務局 支 局 御中
出張所

登 録 免 許 税 登録免許税法第5条第11号の規定により納付しない。

不 動 産 の 表 示

登 記 嘱 託 書

登記の目的 根抵当権設定

原 因

債権極度額

存 続 期 間 年 月 日から 年 月 日

債 務 者

根抵当権者 新 潟 県

設 定 者

添 付 書 類 登記原因証明情報 承諾書（印鑑登録証明書添付） 嘱託書写し

年 月 日

嘱 託 者 新 潟 県 知 事

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第6条第1項第1号の規定により
委任を受けた者

地域振興局長



（連絡先 — — 担当： ）

法務局 支 局 御中
出張所

登 録 免 許 税 登録免許税法第4条第1項の規定により納付しない。

不動産の表示

存 債 納 原

続 権

期 極 税

度 額

間 者 因

至自 金

年年

月月

日日

根 抵 当 権 設 定 登 記 承 諾 書

未記物件に右の根抵当権設定の登記をすることを承諾します。

年

月

日

登記義務者

住所
氏名

不動産の表示

地域振興局長

様

印

登 記 嘱 託 書

登 記 の 目 的 根 抵 当 権 抹 消

原 因 年 月 日 解 除

抹 消 す べ き 登 記 年 月 日 受 付 第 号

権 利 者

義 務 者 新 潟 県

添 付 書 類 登 記 原 因 証 明 情 報 嘱 託 書 写 し

年 月 日

嘱 託 者 新 潟 県 知 事

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第6条第1項第1号の規定により
委任を受けた者

地域振興局長



（連絡先 — — 担当： ）

法務局 支 局
 出張所 御中

登 録 免 許 税 登 録 免 許 税 法 第 5 条 第 1 1 号 の 規 定 に よ り 納 付 し な い。

不 動 産 の 表 示

第 9 号 様 式 削 除

第 10 号 様 式 削 除

第 11 号 様 式 削 除

第 11 号 様 式 付 表 削 除

第 12 号 様 式 削 除